

専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)

【専決理由】

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特例措置について定める地方税法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、同日に施行されたため。

【主な改正項目】

1. 償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長(附則第 7 条の 2 第 18 項)

1) 改正内容

新型コロナウイルスの影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業等を支援するため、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画の対象資産の拡充と、適用期間の延長を行うとともに、固定資産税の課税標準額をゼロとする。

- ・対象資産の拡充

改正前：機械及び装置、器具及び備品、工具等

改正後：上記に加え、事業用家屋と構築物を追加

- ・適用期間の延長

改正前：平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

改正後：平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2) 施行期日 : 公布の日(令和 2 年 5 月 1 日)

2. 市税の徴収猶予の特例に係る手続の追加(附則第 20 条)

1) 改正内容

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続に関し、徴収の猶予の申請書に不備がある場合等において、申請者に対し、訂正等を求める通知を行った場合、申請者が、当該通知を受けた日から 20 日以内に当該申請書の訂正等を行わなければ、当該申請を取り下げたものとみなすこととする。

2) 施行期日 : 公布の日(令和 2 年 5 月 1 日)